

オンライン化促進支援事業費補助金【応募要領】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び緊急時における事業継続対策として、中小企業等が在宅勤務や Web 商談会等を可能とするテレワーク環境の整備による職場環境の改善に取り組む事業に対し、補助金を交付します。

1 補助対象事業

中小企業等が在宅勤務やWeb商談会等を可能とするテレワーク環境の整備による職場環境の改善に取り組む事業

① テレワークを活用した事業継続対策

⇒新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえた、テレワーク（情報通信技術を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方）の実施を目的とする事業。

（対象経費例）

- ・在宅勤務等を行うために必要なノートパソコンの整備にかかる費用（購入またはリース）
- ・場所を問わず会社の資料にアクセスするためのクラウド環境の整備にかかる費用
- ・上記を行うためのマニュアル整備にかかる費用（委託）

② 既存ビジネスの維持またはビジネスチャンスの獲得

⇒ビジネスモデルや商取引慣行等を対面から非対面へ転換することで、販路維持・拡大または新たな商品・サービスの開発を目指す事業。

（対象経費例）

- ・Zoom等のビデオ会議ツールを利用して取引先との商談等を行うための費用
- ・WEB商談会の参加等に係る費用
- ・ECサイトの立ち上げにかかる費用

【対象外となるもの】 上記①、②の要件を満たさないもの。

（例）

- ・単なる機器等の購入を目的としたもの
- ・既存のシステムの更新を目的としたもの
- ・既存のホームページのリニューアル等を目的としたもの
- ・公租公課（消費税）
- ・国、県、その他地方公共団体の補助金の交付予定の事業経費、又は既にその交付を受けた事業経費
- ・その他、本事業の目的、趣旨から適切でないと判断するもの

2 補助対象者

町内に事業所や店舗を有する法人又は個人事業者等で、在宅勤務やWeb商談会等を可能とするテレワーク環境の整備による職場環境の改善に取り組む者。

ただし、次の「別掲：反社会的勢力排除に関する制約事項」の「記」以下のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後、補助事業の実施期間内・補助事業完了後も該当しないことを誓約すること。

【オンライン化促進支援事業】

別掲：反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを持ち、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

※ 本事業における中小企業等とは、資本金又は従業員のうち、どちらか一方が次の表に該当する事業者です。

業種	中小企業		小規模事業者等
	資本金	従業員	従業員
製造業、建設業、運輸業、 農林水産業等その他下記 以外の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	
小売業	5,000万円以下	50人以下	

※個人事業主も対象となりますが、性風俗産業、宗教法人、政治団体は対象外です。

※同一の事業について、国や県、市町村等が助成する他の補助金等と重複する事業は補助対象事業となりません。

【オンライン化促進支援事業】

3 補助率・補助金額・補助対象経費

- (1) 補助率 : 2/3
(2) 補助上限額 : 100万円
※補助金の額は千円単位(千円未満切捨て)とします。
(3) 補助対象経費 : 「テレワーク環境の整備」に係る下記の経費
(消費税及び地方消費税を除く。)

○補助対象とする経費

経費区分	対象機器等
①機器等購入費 (各税抜10万円未満)	パソコン、タブレット、スマートフォン、携帯電話、ディスプレイ・モニター、キーボード、マウス、プリンター、スキャナー、VPNルーター、サーバおよびNAS、無線LAN機器(親機、子機)、Web会議用機器(カメラ・スピーカー・ヘッドセット)、リモートWOL装置
②ソフトウェア購入費	導入型ソフトウェア(業務ソフトウェアに限る)
③委託費	ネットワーク構築作業費/VPNルーター等、機器の設置・設定作業費、導入機器、導入ネットワークの保守費用、導入機器等の操作説明等にかかる委託経費(研修費用・マニュアル作成費)
④賃借料 (事業期間分に限る)	パソコン等、上記「機器等購入費」に記載の機器等をリースする場合のリース料
⑤使用料 (事業期間分に限る)	コミュニケーションツール(会議システム、チャット、データ共有)利用料、管理ツール(勤怠管理、在籍管理、業務管理)利用料、業務ソフトウェア利用料、セキュリティソフト利用料、リモートアクセスツール利用料、グループウェア(ワークフロー、リモートワークアプリ)利用料

※ 原則として、汎用性があり、目的外使用になり得るもの(例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機など)の購入費を除きますが、「テレワーク環境の整備」に関する経費については対象とします。

4 補助事業実施期間

- (1) 補助事業実施期間
令和2年4月7日(火)から令和2年12月25日(金)まで

5 申請手続き

- (1) 受付先(問い合わせ先)
白鷹町 商工会 ☎85-0055
- (2) 応募期間
令和2年9月15日(火)から令和2年12月25日(金) <上記受付先必着>
- (3) 提出書類【1部】 ※①届出②申請の2回手続きが必要です。
- ① 届出
(事業着手前の手続き ※4月7日から9月15日までの事業は、事業着手後でも可能とする。)
ア 補助金届出書
イ テレワーク環境整備計画書、見積書(遡及部分については領収書)
※通常の業務との違いテレワーク、WEB会議の計画について詳しく記載ください。
- ② 申請(事業完了後の手続き)
ア 補助金交付申請書
イ 補助対象事業に係る費用がわかる資料の写し(契約書、領収書(内容記載のあるもの)、写真等)

【オンライン化促進支援事業】

ウ 補助金を振り込む口座のカタカナ名義と口座番号が記載されたページの写し

(4) その他

届出のあったものについて、審査を行い、補助対策事業に合致すると確認できたものについては、届出受領書を交付します。事業終了後に交付申請書を提出してください。

6 スケジュール（予定）

	実施時期
届出受付	9月15日（火）～12月18日（金）
申請受付	9月15日（火）～12月25日（金）
交付決定	申請書受付から概ね1週間後

※ このスケジュールは予定であり、前後する場合があります。

7 その他

- (1) 補助事業実施期間は、令和2年4月7日（金）から令和2年12月25日（金）までとなります。原則として、補助対象経費はこの期間内に実施した活動に要する経費で、かつ、この期間内に支出されるものに限りします。
- (2) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度から5年間保存しなければなりません。
- (3) 申請は1事業者1回までとします。